

第1回西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

日時：平成14年10月7日（月）午後1時30分

場所：西条市役所 5階大会議室

1 開会

2 会長あいさつ

3 副会長あいさつ

4 西条地方局長あいさつ

5 顧問の紹介

6 委嘱状交付

7 委員及び事務局職員の紹介

8 議 事

報告第1号 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会規約について

報告第2号 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会規約に関する協議書について

報告第3号 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会幹事会規程について

報告第4号 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会専門部会規程について

報告第5号 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会事務局規程について

報告第6号 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会財務規程について

- 報告第7号 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について
- 報告第8号 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会顧問設置規程について
- 議案第1号 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会会議運営規程について
- 議案第2号 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会平成14年度事業計画について
- 議案第3号 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会平成14年度歳入歳出予算について
- 協議第1号 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会会議の運営申し合わせ事項について
- 協議第2号 合併協議項目及び事務事業の調整方針について
- 協議第3号 合併の方式について
- 協議第4号 合併の期日について
- 協議第5号 新市の名称について
- 議案第4号 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会新市名候補選定小委員会規程について
- 協議第6号 新市の事務所の位置について
- 議案第5号 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会事務所の位置検討小委員会規程について
- 協議第7号 新市建設計画の策定について
- 議案第6号 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議新市設計画策定小委員会規程について

## 9 その他

- (1) 第2回会議の開催日時等について

10 閉会

○出席委員

伊藤 宏太郎	青野 勝	渡部 高尚	塩出 皓治
石川 昭司	近藤 経美	北野 英昭	戸田 健一
青木 五十司	荃田 元近	岡田 初	真鍋 行義
井上 豊實	越智 宏司	徳永 英光	佐伯 出
塩崎 武司	久門 渡	瀬川 政子	渡邊 良一
山内 サダ子	森川 義彦	服部 和子	越智 哲雄
今井 正次	青野 久美	玉井 泰三	有馬 馨
渡部 綏彦			

発言者	議題・発言内容
真鍋局長	<p>それでは、お待たせをいたしました。</p> <p>ただいまから西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の第1回会議を会議を開会いたします。</p> <p>私は、事務局長の真鍋と申しますが、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>会長及び副会長につきましては、本協議会規約第6条第1項の規程に基づき、平成14年10月1日、4市町の長の協議によりまして、伊藤宏太郎西条市長を会長に、青野勝東予市長、渡部高尚丹原町長、塩出皓治小松町長を副会長とすることに決定しておりますことを、まずご報告をいたします。</p> <p>なお、後ほど会議運営規程のところでご協議願うこととなりますが、任意協議会からずっとこの協議会は、原則公開ということで運営してまいりました関係もありまして、本日は、既に傍聴の皆様にお入りいただいておりますこと、また、報道関係者等からの撮影の申し込みがありましたので、許可をしておりますことを、あわせてご了承お願い申し上げます。</p> <p>それでは、開会に当たりまして、合併協議会の会長であります西条市長よりごあいさつを申し上げます。</p>
伊藤会長	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>引き続き会長職を務めさせていただくことに相なりました西条市長の伊藤であります。よろしくお願いいたします。</p> <p>法定の西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の発足に当たりまして、一言、ごあいさつを申し上げます。渡部西条地方局長さんを初め、委員の皆様には任意協議会に引き続き、本法定協議会の</p>

発言者	議題・発言内容
伊藤会長	<p>委員をお引き受けいただきまして、感謝を申し上げます。また、本日は大変お忙しい中、全員のご出席をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。</p> <p>また、当地域選出の愛媛県議会議員の先生方におかれましては、大変お忙しい中、当協議会の顧問をお引き受けいただき、まことにありがとうございます。合併推進のため、何とぞご支援を賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>さて、いよいよ法定の協議会がスタートする運びとなったわけですが、設置の経過につきまして、少しながらご説明を申し上げます。</p> <p>さる9月2日に開催されました任意協議会におきまして、委員の皆様方に法定協議会設置につきましてご意見をお伺いいたしました後、9月議会に2市2町とも設置について議案を提案いたしました。9月24日、2市2町議会で可決をいただき、これを受け、地方自治法に基づく届出を愛媛県に提出いたしました。これにより、法定協議会は10月1日設置となり、第1回の会議が本日の運びとなったわけでございます。</p> <p>本日から2市2町の合併の是非を含めた正式な協議が、任意協議会でそれぞれ確認されました合併の期日である平成16年11月1日を目標にして、進めていくこととなるわけでございます。新市の名称、事務所の位置、各種公共サービス、福祉サービス、さらには、新市の建設計画など、住民生活に密着した協議項目が、今後、待ち受けております。任意協議会で確認いただいた項目も、再確認いただくわけですが、毎月1回の協議会を初め、小委員会での協議など、かなりハードな日程でご協議をお願いすることとなるので</p>

発言者	議題・発言内容
伊藤会長	<p>はないかと、このように考えます。</p> <p>委員の皆様方におかれましては、当協議会におきまして、活発な議論、ご発言をいただきますとともに、お体にはご慈愛いただきまして、2市2町の歴史的な合併の調印になりますよう、最後までおつき合いをお願い申し上げる次第でございます。</p> <p>本日は、報告事項、協議会運営事項、予算、任意協議会での確認事項の再確認案件など提案をいたしております。時間につきましても、かなり長くなる、このように思いますが、円滑に協議が進むことをお願いいたしまして、私のごあいさつとさせていただきます。</p> <p>本日以後、よろしく申し上げます。ありがとうございました。</p>
真鍋局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日は、第1回会議でありますので、副会長の皆様からのごあいさつをいただきたいと存じます。</p> <p>まず、東予市長様、よろしくお願い申し上げます。</p>
青野副会長	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>いよいよ法定合併協議会がスタートいたしまして、私も、身の引き締まる思いでございます。東予市にとりましても、この10月1日が市制30周年の記念日ということで、西条・丹原・小松の各市町長さん、そして議長さんにもご出席をいただいて、盛大に式典を開催することができました。また、くしくもこの日が法定協議会のスタートの日というふうなことで、東予市民にとりましても感慨深い1日でもございました。また、これから一段、グレードの高い町づくりに向けて、協議に取り組んでまいりたいと、こんなに考えて</p>

発言者	議題・発言内容
青野副会長	<p>おります。</p> <p>これからの新市に対する計画づくりということも大変重要であります。また一方では、2年と少しの合併までの期間、それぞれ東予市にとりましても、市民の付託にこたえるべくそれぞれの事業をやっておりますが、ただ、回りの市町村から見れば、あの事業はどうなんだ、この事業はどうかというふうに、まだ理解をいただけない点や、あるいはご批判もあるかと思えます。そういったことについては、我々も真摯に受け止めて、これからできるだけ合併の期間までに調整も進めていく必要があると、こんなにも考えておりますので、この協議会の中で、ご意見もちょうだいをしてまいりたいとこんなに思いますし、また、我々からも意見も述べさせていただきたいと、このように考えております。</p> <p>委員の皆さん方にはいろいろご負担をおかけいたしますけれども、よろしく願いをいたしまして、ごあいさついたします。ありがとうございました。</p>
真鍋局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、同じく副会長の丹原町長様、よろしくお願いいたします。</p>
渡部副会長	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>この10月1日から法定協議会が設立をされました。県内でも、いろいろ我々のグループよりも早くスタートをしておったところがあるわけですが、いろいろ見てみますと、あちらこちら問題が起こっているようでございまして、当地域2市2町の法定協</p>

発言者	議題・発言内容
渡部副会長	<p>議会がスタートをいたしました背景には、関係市町の皆さん方のご努力はもとよりでございますけれども、非常にスムーズな運営が今まで続いているのではなかろうかというふうに考えているところであります。</p> <p>この上は、今後、平成16年11月1日を目指して、さらに一致協力してすばらしい合併ができますよう、お祈りを申し上げまして、また我々も一生懸命努力をするということをお誓い申し上げまして、私のあいさつといたします。ありがとうございました。</p>
真鍋局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、同じく副会長の小松町長様、よろしくお願ひいたします。</p>
塩出副会長	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>今回、また、副会長を仰せつかりました小松町長の塩出でございます。よろしくお願ひをいたしたいと思ひます。</p> <p>ちょうど7月1日に任意の合併協議会を設立して以来、4回の会合を持ちまして、比較的スムーズな形で10月1日に法定の協議会を設立するという、大変めでたいことでございます。今からいわゆる合併の核心に迫りながら、いろいろ千数百種類の協議をしていかななくてはならないということでもあります。大変、厳しいといひますか、難しい問題が山積しておるといふふうに私も考えております。</p> <p>そしてまた、委員になられた皆様方におかれましても、任意協議会を通じ、また、法定の協議会を通じて、本当に2市2町の合併がスムーズにいくべくご努力をいただきたいなと思ひます。我々、行</p>

発言者	議題・発言内容
塩出副会長	<p>政といたしましても、精いっぱい力を持って努力をしながら、スムーズに平成16年11月1日の合併に向かって邁進していくつもりでございますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。</p> <p>ありがとうございました。</p>
真鍋局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、愛媛県西条地方局長のごあいさつをいただきたいと存じます。愛媛県西条地方局長、渡部綏彦様、お願い申し上げます。</p>
渡部委員	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>本日は、法定による第1回西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会が開催されますことを、心からお喜びを申し上げます。</p> <p>平素、皆様方には、県政の各般にわたり、格別のご理解とご協力を賜っておりますこと、改めて厚くお礼を申し上げます。</p> <p>市町村合併につきましては、皆さん、新聞報道等で御承知のとおり、合併特例法の期限まで、あと2年半を切り、合併協議会が相次いで設置をされてきており、県内においても約8割に当たる55市町村によって、14の合併協議会が設置をされ、そのうち11が法定協議会となっております。西条地方局管内につきましては、当西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会が法定へ移行したことにより、すべての市町村において、法定合併協議会が設置をされ、合併重点支援地域に指定されております。</p> <p>また、合併の期日を、新居浜市と別子山村が15年4月1日、宇摩地域4市町村が16年4月1日、そして当地域においては16年11月1日を目標として、合併特例法の期限内に滞りなく合併が完</p>

発言者	議題・発言内容
渡部委員	<p>了するよう協議が進められております。県といたしましても、国の合併支援プランの活用も視野に入れながら、合併後の市町村の一体化を進めるための交通網の整備や、住民サービスの維持充実を図るために必要な行政情報化の推進などの課題を踏まえ、合併協議の熟度や合併の規模に応じた県の合併支援プランを、今年度作成し、積極的に支援することとしております。</p> <p>また、当地域は、御存じのとおり、8月6日付で合併重点支援地域に指定をさせていただきましたので、新たな町づくりを目的とした道路整備等予算を9月議会へ提案しているところであり、これから目に見える形での支援ができるものと考えております。</p> <p>合併に向けた協議は、これから具体的な内容へと進んでまいりわけでございますが、西条市・東予市・丹原町・小松町は、産業構造も多岐にわたってそれぞれ特色のある資源を持っておられますので、これらを生かした新しい町づくりが、皆さん方の積極的な取り組みででき上がるものと確信をしているところでございます。</p> <p>どうか皆様方におかれましては、この合併協議会が初期の目的を達成され、次の世代への人々の夢を乗せた合併となられますよう、心よりご期待を申し上げまして、簡単でございますが、私のあいさつとさせていただきます。</p> <p>本日は、まことにおめでとうでございます。</p>
真鍋局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、顧問の方々のご紹介をさせていただきます。</p> <p>本日の協議会の報告事項にもなっておりますが、本法定協議会から合併に関しご尽力をいただくため、顧問の設置をいたしております。</p>

発言者	議題・発言内容
真鍋局長	<p>す。顧問には、西条市、東予市、周桑郡の愛媛県議会議員の方々を選出させていただいております。</p> <p>まず、周桑郡選出、愛媛県議会議員、玉井実雄様、お願いいたします。</p>
玉井顧問	<p>お世話になります。</p> <p>それでは、一言ごあいさつを申し上げます。</p> <p>まさかこんなに早く初回ではございますけれども、会議が持てるようになるとは考えてもおりませんでした。本当に積極的な皆さんのご姿勢、また積極的な活動が、今日これを迎えることができたこと、このように受けとめて、非常にうれしく感じておるわけでございます。</p> <p>県内の各地の状況を考えてみましても、10月1日現在で、49市町が、11合併になるという結果が出ておるわけでございます。この11というのは、大洲とあと3市町ですか、これが11日にやるそうでございます。それが進みますと、実に12で、85%の協議会が立ち上がると、そういう状態にまでなっておるようでございます。非常に知事の姿勢も積極的でした。またそれを理解した、いわゆるこの時代に合った生き方といいますか、いわゆる中央集権から地方分権へと。この切り換えの基本をなすものだというふうなことから、積極的に進めていただいたそのおかげであろうかと、こんなに考えておるわけでございます。</p> <p>なお、県内でも、若干の問題のあるところはもちろんあるわけでございます。例えば砥部のあたりは、あそこはまたいろんなことがあります。御承知のように、町長のリコール運動、あるいは議会</p>

発言者	議題・発言内容
玉井顧問	<p>のリコールがどうも成立するんじゃないかというふうに言われておるわけでございます。あるいはまた三崎町が八幡浜との飛び地の合併の問題、これもございます。また、伊予市とあの周辺のものもはっきりした結果は出ておりませんが、これは聞いてみますと、どうも松前町が今、考慮中と言いつつも、話の、腹の内ではもうちゃんとできているんだとこういうことを聞いております。そういう状態でございますから、予想以上に愛媛県の実態というものは進んでくるだろうと、このように思うわけでございます。</p> <p>なお、これは早くやらなきゃと思いますことは、特に、これにつきまして、そういう法定協議会ができたところからは、いろいろ優遇措置を講じようというふうなことも言われております。さらに、この地域の合併につきましては、さらにいたしてみますと、合併特例債が10年間でございするけれども、464億使えるようでございますから、かれこれ大きい金であろうかとこのように思うわけでございます。</p> <p>どうかひとつ皆さん方、積極的にひとつお取り組みをいただきまして、いい結果が出ますように、心からお願いを申し上げまして、ごあいさつにかえたいと思います。</p> <p>大変、どうもきょうはおめでとうございます。</p>
真鍋局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、西条市選出愛媛県議会議員の藤田光男様、よろしく願いいたします。</p>
藤田顧問	<p>これまで一市民としまして成り行きを見させていただきました。</p>

発言者	議題・発言内容
藤田顧問	<p>必ずしも十分な判断ができるような材料は持ち合わせていないというふうな市民の方が結構多いんじゃないかと思っています。これからは、委員の方だけの協議会ではなくて、地域の皆さんがどう判断するかという材料を、積極的にいろんな場で情報提供していただきたい。そういうことを希望して、ごあいさついたします。</p>
真鍋局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、西条市選出愛媛県議会議員の明比昭治様、お願いいたします。</p>
明比顧問	<p>明比昭治でございます。</p> <p>きょうは、法定協議会ということで、会がこれからいよいよ厳しいいろんな議論の場に入っていくかと思っておりますけれども、地域発展のために皆様方とともどもに知恵を出しながら取り組んでまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
真鍋局長	<p>続きまして、東予市選出愛媛県議会議員の渡部浩様、お願いいたします。</p>
渡部顧問	<p>東予市の渡部と申します。</p> <p>きょうは、まずは法定協議会の第1回の会議のご盛会を心からお喜びを申し上げたいと思います。また、これまでこの法定合併協議会に達したということで、これまでの各首長さんのリーダーシップ、また議会のリーダーシップ、そしてまた委員の皆様のご尽力に対しまして、この場をお借りいたしまして、心から感謝と敬意を表した</p>

発言者	議題・発言内容
渡部顧問	<p>いと思います。今後、委員の皆様のお力によって、この地域が心の通うよりよい、住民にとって住みよい町になりますよう協議を進めていただきたい。私もともに協力をしてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>きょうは、おめでとうございます。</p>
真鍋局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、委嘱状の交付をとり行います。</p> <p>本来なら、会長よりそれぞれの委員の皆様へ直接お渡ししなければならぬところでございますが、時間の関係上、委員の皆様を代表いたしまして、服部和子様へ委嘱状の交付をさせていただきます。</p> <p>服部様はその場の方でお待ちください。</p> <p>会長の方、お願いします。</p>
伊藤会長	<p>服部和子様 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会委員を委嘱いたします。平成14年10月1日 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会会長伊藤宏太郎。ありがとうございます。よろしくお願いします。</p>
真鍋局長	<p>ありがとうございました。他の委員さんの皆さんにつきましては、あらかじめ机の上へ配布させていただいておりますので、よろしくお願いを申し上げます。</p> <p>続きまして、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。委員の皆様につきましては、任意協議会委員とお変わりはございませんので、最初にごあいさついただきました会長及び副会長並びに西条地</p>

発言者	議題・発言内容
真鍋局長	<p>方局長様以外の方々を、事務局からお座りになられております席の順にご紹介をさせていただきます。</p> <p>それでは、まず西条市議会議長、青木五十司様でございます。</p>
青木委員	<p>よろしく申し上げます。</p>
真鍋局長	<p>次に、西条市議会議員、井上豊實様でございます。</p>
井上議員	<p>よろしくお願いたします。</p>
真鍋局長	<p>東予市市議会議長、荃田元近様でございます。</p>
荃田委員	<p>よろしくお願いたします。</p>
真鍋局長	<p>東予市議会議員、越智宏司様でございます。</p>
越智委員	<p>よろしくお願いたします。</p>
真鍋局長	<p>丹原町議会議長 岡田 初様でございます。</p>
岡田委員	<p>よろしくお願いたします。</p>
真鍋局長	<p>丹原町議会議員 徳永英光様でございます。</p>
徳永委員	<p>よろしく申し上げます。</p>

発言者	議題・発言内容
真鍋局長	小松町議会議長、真鍋行義様でございます。
真鍋委員	よろしく申し上げます。
真鍋局長	小松町議会議員、佐伯 出様でございます。
佐伯委員	よろしく申し上げます。
真鍋局長	小松町学識経験者、有馬 馨様でございます。
有馬委員	よろしく申し上げます。
真鍋局長	小松町学識経験者、玉井泰三様でございます。
玉井委員	よろしく申し上げます。
真鍋局長	小松町学識経験者、青野久美様でございます。
青野委員	よろしくお願いたします。
真鍋局長	丹原町学識経験者、服部和子様でございます。
服部委員	よろしくお願いたします。
真鍋局長	丹原町学識経験者、今井正次様でございます。

発言者	議題・発言内容
今井委員	よろしく申し上げます。
真鍋局長	丹原町学識経験者、越智哲雄様でございます。
越智委員	よろしく申し上げます。
真鍋局長	東予市学識経験者、森川義彦様でございます。
森川委員	よろしく申し上げます。
真鍋局長	東予市学識経験者、山内サダ子様でございます。
山内委員	よろしく願いたします。
真鍋局長	東予市学識経験者、渡邊良一様でございます。
渡邊委員	よろしく願いたします。
真鍋局長	西条市学識経験者、瀬川政子様でございます。
瀬川委員	よろしく願いたします。
真鍋局長	西条市学識経験者、久門 渡様でございます。
久門委員	よろしく申し上げます。

発言者	議題・発言内容
真鍋局長	西条市学識経験者、塩崎武司様でございます。
塩崎委員	よろしく申し上げます。
真鍋局長	小松町助役、戸田健一様でございます。
戸田委員	よろしくお願いたします。
真鍋局長	丹原町助役、北野英昭様でございます。
北野委員	よろしく申し上げます。
真鍋局長	東予市助役、近藤経美様でございます。
近藤委員	よろしく申し上げます。
真鍋局長	西条市助役、石川昭司様でございます。
石川委員	よろしくお願いたします。
真鍋局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、事務局職員を紹介させていただきます。職員の方、その場で起立をお願いいたします。</p> <p>私、先ほど申し上げましたように、西条市から派遣されました事務局長の真鍋廣行と申します。よろしくお願ひ申し上げます。</p>

発言者	議題・発言内容
真鍋局長	私の左手、東予市から派遣されました事務局次長兼総務班長の倉田早苗でございます。
倉田次長	よろしく申し上げます。
真鍋局長	次に、小松町から派遣されました同じく事務局次長兼調整班長の矢葺博憲でございます。
矢葺次長	よろしく願いいたします。
真鍋局長	次に、丹原町から派遣されました同じく事務局次長兼計画班長の渡部純三でございます。
渡部次長	よろしく申し上げます。
真鍋局長	次に、後ろにいきます。西条市から派遣されました総務班の佐々木和乙でございます。
佐々木	よろしく申し上げます。
真鍋局長	次に、丹原町から派遣されました同じく総務班の戸田 徹でございます。
戸田	よろしく申し上げます。

発言者	議題・発言内容
真鍋局長	次に、東予市から派遣されました調整班の膳 茂雄でございます。
膳	よろしく申し上げます。
真鍋局長	西条市から派遣されました同じく調整班の近藤 学でございます。
近藤	よろしく申し上げます。
真鍋局長	次に、小松町から派遣されさました計画班の高橋壮典でございます。
高橋	よろしく申し上げます。
真鍋局長	最後になりますが、東予市から派遣されました同じく計画班の吉井靖仁でございます。
吉井	よろしく申し上げます。
真鍋局長	<p>以上、10名に臨時職員1名を加えた11人体制で運営させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、ただいまから議事に入りますが、合併協議会規約第10条第2項の規定によりまして、会長が会議の議長となると規定しておりますので、議長を会長にお願いいたします。</p> <p>なお、委員の皆様にお願いがございます。ご発言の際に、挙手をいただければ事務局職員がマイクをお持ちいたしますので、それを</p>

発言者	議題・発言内容
真鍋局長	<p>ご使用していただきますようお願い申し上げます。</p> <p>なお、会議の開催につきましては、規約第10条第1項の規定によりまして、半数以上の出席が必要ということでございます。本日の委員参加数は、委員29名全員参加でございますので、本日の会議は成立しておりますことを、まずご報告申し上げます。</p> <p>それでは、会長よろしくようお願い申し上げます。</p>
伊藤議長	<p>それでは、規約に基づきまして、議長を務めさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。</p> <p>それでは、早速、会議次第の8、議事に入らせていただきます。</p> <p>まず、報告第1号、西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会規約及び報告第2号、西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会規約に関する協議書について、2件を一括して事務局より報告を求めます。</p>
倉田次長	<p>ご報告をさせていただきます。恐れ入りますが、お手元の配付資料の4ページをお願いいたします。</p> <p>報告第1号、西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会規約について、ご説明をいたします。</p> <p>今回、10月1日付で設置いたしました協議会は、地方自治法第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律第3条第1項の規程に基づき設置したものでございます。</p> <p>まず、第1条でございますが、法定協議会の設置根拠を明示をいたしております。</p> <p>第3条では、協議会の担当事務を合併特例法第3条に基づき規定</p>

発言者	議題・発言内容
倉田次長	<p>するものでございます。4市町の合併に関する協議。新市建設計画の作成。合併に必要な調査研究。その他必要な事項を担当事務としております。</p> <p>次に、第5条でございますが、協議会の組織について規定するもので、協議会は、会長、副会長、委員をもって組織するものでございます。</p> <p>第6条は、会長、副会長を4市町の長の協議により委員のうちから選任する規定でございます。</p> <p>第7条は、委員会の委員となるべき者の範囲を規定しております。内容につきましては、任意協議会のとくと変わっておりません。</p> <p>第10条でございますが、会議の成立要件、会議の議長、その他必要な事項など、協議会の会議運営について規定をしております。</p> <p>第12条でございますが、協議会の所管する事項の一部につきまして、調査または専門的に協議を行うことが必要となった場合に、小委員会を設置することができる旨、規定しております。なお、小委員会を設置する場合には、協議会の会議に諮ることとしております。</p> <p>第13条でございますが、協議会で提案する事項の事前協議調整のため、協議会のもとに各市町の助役、合併担当部課長で構成する幹事会を設置することや、幹事会のもとに各市町部課長で構成する専門部会の設置を規定しております。実際には、任意協議会時に専門部会のもとに、各市町の課長、係長の実務レベルで構成する分科会を設置して作業にかかっております。</p> <p>6ページになりますが、第15条でございますが、法定協議会におきまして、顧問制度を設ける規定でございます。この顧問に関し</p>

発言者	議題・発言内容
倉田次長	<p>まず規定は、後ほど報告させていただきますけれども、顧問には地域選出の愛媛県議会議員4名を予定しております。</p> <p>この規約の施行日でございますが、協議会設置の日であります平成14年10月1日としております。</p> <p>内容につきましては、任意協議会のときと余り変わっておりませんので、簡単に説明をさせていただきました。</p> <p>続きまして、8ページをお願いいたします。</p> <p>報告第2号、西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会規約に関する協議書について、ご説明をいたします。</p> <p>この協議書は、規約に基づきまして、4市町の長が協議して定める9項目につきまして、協議書を10月1日に取り交わしたものでございます。</p> <p>まず、協議会の事務所でございますが、これは、項目1にございますが、協議会の事務所は、現在の場所でございます西条市市民会館2階に置くものでございます。</p> <p>項目2、会長につきましては、西条市の伊藤市長、副会長に東予市の青野市長、丹原町の渡部町長、小松町の塩出町長を選任いたしております。</p> <p>項目3、規約第7条第2項に規定します4市町の長が定める委員に、渡部西条地方局長さんをお願いいたしております。</p> <p>次に項目4、会長の職務代理者でございますが、会長の職務代理者に、小松町の塩出町長を定めております。</p> <p>項目5、幹事会、専門部会の組織運営につきましては、別途規程でご説明いたしますが、別途規程のとおりで後ほど内容を説明いたします。</p>

発言者	議題・発言内容
倉田次長	<p>項目 6、事務局職員でございますが、事務局職員は、西条市、東予市から各 3 名、丹原町、小松町から各 2 名の計 10 名と、このほか臨時職員 1 名の総計 11 名の体制となっております。</p> <p>項目 7、協議会の経費でございますが、10 分の 3 を均等割、10 分の 7 を人口割により各市町からご負担をいただくことになっております。</p> <p>項目 8、監査委員は、執権を有する監査委員のうち、東予市の竹形監査委員、丹原町の越智監査委員に委嘱をいたしております。</p> <p>項目 9、財務に関する事項その他変更が生じた事項につきましては、後ほど取り決めることといたしております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
伊藤議長	<p>ただいま事務局から報告のございました報告第 1 号及び第 2 号の 2 件につきまして、何かご質問等、ご意見等ございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（「なし」の声あり）</p>
伊藤議長	<p>特段、ご意見、異議なしということでもあります。したがって、本件、意見につきましてはご了承お願いいたしたいと存じます。</p> <p>次に、報告第 3 号、西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会幹事会規程から報告第 8 号、西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会顧問設置規程までの 6 件について、一括議題とさせていただきます。事務局より説明、報告を求めます。</p>

発言者	議題・発言内容
倉田次長	<p>お手元の会議資料の 1 2 ページをお願いいたします。</p> <p>報告第 3 号、西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会幹事会規程について、ご説明をいたします。</p> <p>この規程につきましては、先ほどご説明いたしました規約第 1 3 条第 3 項の規定に基づき定めるものでございます。その内容につきましては、任意協議会での規程が、法定協議会に移行しましても対応できるような内容としておりましたので、余り変わりはありませんので、要点のみご説明をさせていただきます。</p> <p>幹事会の所掌事務は、第 2 条にございますが、協議会会長の指示を受け、協議会に提案する事項の必要な協議、調整を行うこととしております。事務レベルの最高協議機関としております会議は、原則協議会開催の前には開催されるということでございます。</p> <p>組織は、第 3 条にございますが、お手元の資料の 1 3 ページの別表にございますように、各市町の助役、合併担当部課長の 1 2 名で構成をいたします。</p> <p>規程の施行日につきましては、法定協議会設置日の 1 0 月 1 日としております。</p> <p>次に、1 5 ページをお願いいたします。</p> <p>報告第 4 号、西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会専門部会規程についてご説明いたします。</p> <p>この規程は、規約第 1 3 条第 3 項の規定に基づき、定めるものでございます。</p> <p>専門部会の所掌事務は、第 2 条にございますが、幹事会幹事長の指示を受け、協議会に提案する事項や、4 市町の合併に必要な事項の協議、調整を行うこととしております。</p>

発言者	議題・発言内容
倉田次長	<p>専門部会の組織は、第3条にございますが、お手元の資料の16ページの別表にございますように、12の部会で構成をいたします。12の部会を設置をいたします。それぞれの分野で協議、調整が行われます。そして、各市町の担当する分野の部課長で構成することとなっております。この専門部会のもとに、この規定ではございませんが、運用面で実務レベルの担当で構成する38の分科会を設けておりまして、この分科会により協議、調整案を作成することとしております。</p> <p>この規程の施行日につきましても、10月1日としております。</p> <p>次に、18ページをお願いいたします。</p> <p>報告第5号、西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会事務局規程について、ご説明をいたします。</p> <p>この規程は、規約第14条第2項の規定に基づきまして定めるものでございます。</p> <p>事務局の組織につきましては、第3条に規定しておりまして、総務班、調整班、計画班の3班とし、事務処理の内訳につきましては、20ページの別表のとおりとなっておりますので、ご参照いただきたいと思います。</p> <p>事務局には、第4条にありますように、事務局長、次長、班長などを置くこととしております。</p> <p>そのほか、第6条で、会長の決裁について、第7条では、事務局長の専決事項について規定しております。</p> <p>この規程につきましても、施行日は10月1日としております。</p> <p>次に、23ページをお願いいたします。</p> <p>報告第6号、西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会財務規</p>

発言者	議題・発言内容
倉田次長	<p>程について、ご説明いたします。</p> <p>この規程は、規約第18条の規定に基づき、定めるものでございます。</p> <p>第2条でございますが、協議会の歳入歳出予算につきまして定めております。歳入は、規約第16条に基づきまして、4市町で負担することとし、予算の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとしております。なお、今回のように、年度途中での協議会設立の場合は、規則で規定しておりますが、10月1日から翌年の3月31日としております。協議会の予算につきましては、協議会の議決を経ることとしております。なお、ご参考までに、任意協議会の予算につきましては、9月30日で打ち切り、決算し、精算することとしております。</p> <p>第3条でございますが、予算に不足が生じた場合は、協議会の議決を経て、補正予算を調製できることとしております。</p> <p>そのほか24ページになりますが、第7条では、予算の流用、充用の場合の措置について、第8条では、協議会の決算の方法について規定しております。</p> <p>この規程の施行日につきましても、10月1日としております。</p> <p>次に、29ページをお願いいたします。</p> <p>報告第7号、西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について、ご説明いたします。</p> <p>この規程は、規約第19条の規定に基づき、定めるものでございます。</p> <p>第2条でございますが、協議会委員の報酬の額について規定しております。報酬の額は、日額7,200円ですが、各市町の長、助役、</p>

発言者	議題・発言内容
倉田次長	<p>議会議員、県職員につきましては、先例地の例も参考とし、業務の範疇であるということから、支給されないこととしております。</p> <p>第3条でございますが、協議会委員等の費用弁償の額について規定しております。委員等への旅費の支給は、2市2町以外の区域に出張した場合に支給されることとしております。</p> <p>この規程につきましても、10月1日施行といたしております。</p> <p>次に、31ページをお願いいたします。</p> <p>報告第8号、西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会顧問設置規程について、ご説明いたします。</p> <p>この規程は、今回新たに設けました規程でございます。規約第15条の規定に基づき、定めるものでございます。</p> <p>顧問は、第2条で、西条市、東予市、周桑郡選出の愛媛県議会議員をもって充てることとしております。なお、県内先例地におきましても、合併の推進にご尽力いただくため、地域選出の県議さんに顧問の就任をお願いしている状況となっております。</p> <p>この規程の施行につきましても、10月1日としております。</p> <p>以上で、説明を終わらせていただきます。</p>
伊藤議長	<p>ただいま事務局からそれぞれにつきましての報告がございました。これら報告事項につきまして、皆さん方のご意見、ご質問等ございましたら、どなたからでも順次ご発言願います。</p> <p style="text-align: center;">（「なし」の声あり）</p>
伊藤議長	<p>特段ないようでございます。したがって、この報告第3号か</p>

発言者	議題・発言内容
伊藤議長	<p>ら報告第8号、6件についてはご了承をお願いいたします。</p> <p>ここで若干早いですけれども、まだこの先、ちょっと長うございますので、このたびで休憩に入らせていただきたいと思います。約10分をめぐりをお願いいたします。したがって、この時計をもって、25分、6分をもって再開をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(休 憩)</p>
伊藤議長	<p>それでは、再開をいたします。</p> <p>議案第1号、西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会会議運営規程についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
倉田次長	<p>お手元の会議資料の33ページをお願いいたします。</p> <p>議案第1号、西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会会議運営規程について、ご説明を申し上げます。</p> <p>この規程につきましては、任意協議会時のものと内容は余り変わりございませんので、要点についてご説明をいたします。</p> <p>まず、第1条でございますが、趣旨規定にありますように、協議会規約第10条第3項に基づきまして、会議の運営方法について必要な事項を定めるものでございます。</p> <p>第2条ですが、会議の基本方針を定めておりまして、会議は原則として公開とするものでございます。会議の内容、状況により、委員の半数以上の賛成があるときは、公開しないことができることにいたしております。第2項では、会議の運営は、公平、公正な協議</p>

発言者	議題・発言内容
倉田次長	<p>に努めることも規定してございます。</p> <p>第3条でございますが、会長等の会議の責務について定めております。会長は、会議の議長となりますが、副会長と連携しながら、円滑な会議の運営に当たることを想定し、委員につきましても、会議において積極的に参画し、円滑な議事運営に協力することを定めております。</p> <p>第4条ですが、会議の開閉等を定めるもので、会議の開会、閉会は、議長が宣告し、委員は、発言する場合、議長の許可を得た後、発言することとしております。会議のルールを定めております。</p> <p>第5条ですが、会議の議事の表決について定めております。会議の議事は全会一致をもって決することが原則としておりますが、意見が分かれました場合には、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決することといたしております。他の会議では過半数以上で決する例が多いと思いますが、合併協議という重要な会議でございます。この点から、各市町議会でも行っております地方自治法に定める重要事項の特別多数決議決の方法を取り、多くの委員さんの賛同を得ることが望ましいと考えておりまして、このような方法を取らせていただきました。なお、先進地事例でもこのような方法を取っておるようでございます。</p> <p>第6条ですが、会議の傍聴の規定でございます。会議は、傍聴できることとしておりますが、その方法につきましては、別途会長が定めることとしております。要綱としまして、後ほど説明をさせていただきます。</p> <p>第7条ですが、会議の会議録の規定であります。会議録を調製することとしておりまして、開催日時、場所、出席委員の氏名、議題、</p>

発言者	議題・発言内容
倉田次長	<p>議事の要旨、その他必要な事項など、会議の内容を全文記録調製することとしております。</p> <p>34ページをお願いいたします。</p> <p>第8条ですが、会議録の公開の規定でございます。第7条で調製しました会議録は、原則、公開するものでございます。公開の方法は、別途会長が定めることとしておりますが、協議会事務局のホームページ、毎月発行の協議会だより、各市町の合併担当窓口等で公開をいたすこととしております。</p> <p>第9条ですが、会議中における規律を規定したものでございます。</p> <p>第10条ですが、会議において必要があるときは、議長は、関係者の出席を求め、説明を求めることができる規定でございます。</p> <p>この規程につきましては、ご承認をいただければ、本日、10月7日から施行をいたしたいと考えております。</p> <p>続きまして、議決事項ではございませんが、会議運営規程に関連をいたしますので、会議の傍聴に関する要綱につきまして、主な内容を簡単に説明をいたします。</p> <p>35ページをお願いいたします。</p> <p>西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会会議の傍聴に関する要綱。第2条ですが、傍聴人の定員の規定であります。定員は30人としております。会場の都合により、その数は増減することができることとしております。先進地の例でも、傍聴定員は30人としておりまして、これを参考としております。なお、協議会の会場につきましては、各市町の傍聴者にも配慮するため、4市町持ち回りで開催する予定にしております。</p> <p>第3条でございますが、傍聴の手続について。第4条は、傍聴席</p>

発言者	議題・発言内容
倉田次長	<p>に入れない者の規定。第5条は、傍聴人の守るべき事項について。36ページになりますが、第6条は、傍聴人の写真、映画等の撮影禁止、録音等の禁止を定めるものでございます。ただし、会長が許可した場合には認める規定としております。第8条は、傍聴人の退場の規定。第9条は、この要綱に違反し、会長の命令に従わないときの措置について規定をしております。</p> <p>この要綱につきましても、本日、会議運営規程をご承認いただきましたら、10月7日から施行いたしたいと考えております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
伊藤議長	<p>ただいまご説明申し上げました会議運営規程につきまして、ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。</p> <p>どうぞ。お名前とお立場と。</p>
真鍋委員	<p>小松町の議会議長の真鍋です。34ページの8条の2なんですが、先日の私どもの議会で、先ほど説明がありましたように、ホームページとか広報等で内容は知らせておるわけなんですが、会議録の全文を知らせてほしいというような声があったわけです。これについては、どういうふうな方法で閲覧という形ができるのか。よろしくをお願いします。</p>
倉田次長	<p>協議会だよりの方は、概要、趣旨しか出てないと思いますけれども、この案外長うございますので、ただ、ホームページには、全文記録をさせていただいております。これから、各市町の合併担当窓口、あるいは公民館にも配置しとると思いますが、そこにも全文記</p>

発言者	議題・発言内容
倉田次長	録した会議録を配置いたしておりますので、よろしくお願ひいたします。
真鍋委員	はい、ありがとうございました。
伊藤議長	他にはございませんか。
	（「なし」の声あり）
伊藤議長	<p>それでは、お諮りをいたします。</p> <p>議案第1号、西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会会議運営規程について、ご異議ございませんでしょうか。</p>
	（「異議なし」の声あり）
伊藤議長	<p>ご異議ないようでございますので、議案第1号につきましては、原案のとおり承認をいただいたものと決定をさせていただきます。</p> <p>続きまして、議案第2号、西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会平成14年度事業計画についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
渡部次長	<p>失礼します。</p> <p>議案第2号、西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会平成14年度事業計画についてご説明を申し上げます。お手元の会議資料の39ページをごらんください。</p>

発言者	議題・発言内容
渡部次長	<p>平成14年度事業計画を説明いたします。まず、最初に新市建設計画策定についてでございますが、新市建設計画の策定について、14年度の事業といたしましては、新市建設計画策定に向けた将来構想の策定、それから新市のまちづくりに関する住民意向調査としましてアンケートを実施いたします。住民意向調査につきましては、2市2町全世帯を対象に実施を予定いたしております。行財政シミュレーションの実施。行財政シミュレーションにつきましては、合併の効果等について調査分析を行うものです。2市2町の合併による効果の測定を行い、合併しなかった場合との比較検討を行います。新市建設計画策定小委員会の開催、後ほど提案しております小委員会設置規程が決定されましたら、逐次、小委員会の開催をし、審議を進めてまいります。</p> <p>続きまして、合併に関し必要な事項の協議。合併協議会における協議事項につきましては、この後、協議第2号で説明いたします合併協議項目に従いまして、順次、協議を行ってまいります。</p> <p>行財政現況調査、事務事業現況調査及び調整作業。行政全般にわたる現状把握。比較検討及び調整を行ってまいります。</p> <p>協議会、小委員会、幹事会及び専門部会の開催。協議会、小委員会及び事務レベルでの幹事会、専門部会につきましては、それぞれ協議事項等に沿って開催を予定しております。</p> <p>先進地事例等の資料・情報の収集及び調査・研究。これは、任意のときに引き続きまして、先進地事例の収集、情報収集を行ってまいります。それと、先進地視察研修の実施につきましては、10月28日、徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会の視察研修を予定しております。</p>

発言者	議題・発言内容
渡部次長	<p>協議会だよりの発行及びホームページによる情報の提供。協議会の協議状況等情報の提供につきましては、協議会だよりの発行及びホームページにより行ってまいります。また、合併に関するご意見等につきましては、ホームページ、ファックス、電話等でお受けいたします。</p> <p>以上で、14年度の事業説明を終わります。</p>
伊藤議長	<p>これから皆さんにご提言、ご了解いただきたいと思いますと思うんですが、西条市・東予市・丹原町・小松町すべてこの2市2町の市町名がそれぞれの議案の冠につきますが、当協議会という表現でもってかえさせていただくことをご了承いただきたいと思います。お願いいたします。</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第2号、当合併協議会平成14年度事業計画について、ご意見、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
伊藤議長	<p>ご異議ないようでございますので、議案第2号につきましては、原案のとおり承認をいただいたものと、このように決定をさせていただきます。</p> <p>続きまして、議案第3号、当合併協議会平成14年度歳入歳出予算についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
渡部次長	<p>当協議会平成14年度歳入歳出予算についてご説明申し上げます。</p>

発言者	議題・発言内容
渡部次長	<p>お手元の会議資料の41ページをごらんください。</p> <p>まず、歳入でございますが、歳入の負担金2,170万円につきましては、2市2町からの負担金でございます。負担割合につきましては、先ほどの協議会規約に関する協議書により、10分の3は均等割、10分の7を人口割で算出しております。内訳は、西条市933万3,000円。東予市600万3,000円。丹原町343万7,000円。小松町292万7,000円となっております。</p> <p>県補助金につきましては、合併協議会運営費補助金で、事務関係経費に対するもので、県の補助金の補助率は2分の1でございます。</p> <p>次に、歳出でございますが、1款、運営費といたしまして、892万4,000円計上いたしております。内訳は、1項、会議費といたしまして185万9,000円。2項、事務費といたしまして、協議会運営に係る経費706万5,000円でございます。</p> <p>2款、事業費につきましては、1項、調査研究費といたしまして、1,451万7,000円を計上いたしております。内訳は、視察研修旅費として11万9,000円。役務費といたしまして、住民意向調査の返送用の郵送料でございます。委託料につきましては、新市建設計画作成支援業務としまして、新市建設計画に係る将来構想策定業務、住民意向調査に関する委託料1,100万。そして、事務事業一元化、例規集整備業務に係る委託料89万円。計の1,189万円でございます。使用料及び賃借料としまして、視察研修等のバス借上料として25万8,000円を計上しております。</p> <p>3款、予備費、56万円といたしまして、歳入歳出それぞれ合計2,400万1,000円を計上いたしております。</p> <p>よろしくご審議をお願い申し上げます。</p>

発言者	議題・発言内容
伊藤議長	<p>ただいま事務局からご説明申し上げました議案第3号につきまして、ご質問、ご意見ございましたら、どなたからでもご発言お願いいたします。</p>
久門委員	<p>西条会議所の久門です。</p> <p>41ページのこの中で、調査研究費の中で1,189万委託料ということなんですけれども、これは例えば、委託料というのは、こういう全国的にそういう専門でこういう事業をいろいろなプランをまとめられるところがあるのか、例えば、わかる範囲で、今までの事例等でひとつご説明をいただいたらと思います。</p>
伊藤議長	<p>事務局。</p>
渡部次長	<p>この委託料につきましては、新市建設計画、将来構想及び新市建設計画の策定業務につきまして、実績等を勘案しまして、業者を選定しまして委託をする予定にしております。</p>
伊藤議長	<p>もう少し補足してくれんか。先進の事例のこともというお尋ねがあったと。</p>
久門委員	<p>具体的に。</p>
渡部次長	<p>県内の協議会では新居浜・別子山村の協議会以外はすべてやっております。</p>

発言者	議題・発言内容
久門委員	<p>そんな単純な説明を聞きよるんじゃないんです。私が言いたかったのは、ややともしたら、中央のそういう自治省がどうだとかね、そういうある程度、我々が悪く言うと、ひもつきのなそういうコンサルに任しがちなんですね。確かにそれは簡単でいいと思うんですよ。しかし、私は、本当に良いものをいろんな意見を聞きながら、やっぱり愛媛県下にもそういう専門的な企業があるんじゃないかとかね。身近なこの地域にも、そういう人たちの集まりで、うまくご指導をいただきながら、これはもう作ることができるんじゃないかと思うんで、新居浜市がしとるからとか、宇摩郡がしとるからという単純なことじゃなしに、もう少しそういうものを、具体的な私は、これ一つの方法論を考えていったらいいんじゃないかと思うんです。</p>
伊藤議長	局長。
真鍋局長	<p>この1,100万の新市建設計画なんですけど、後ほどまた皆様の方でこの小委員会のところでもお願いするようになると思いますが、この委託の分につきましては、確かにそういうふうな業者というふうになりますが、これは業者のノウハウを一部借りるということで、基本的には小委員会の皆様で、この地域にあったもろもろの問題、先ほど申し上げましたように、新市のまちづくりに関する住民のアンケート調査の結果とか、それとか合併の効果、あるいは行財政シミュレーション、そういうふうなものをもとにしながら、この地域にあったものの新市建設計画をつけるもので、すべて業者に丸投げをして、そこのところで作るということではございません。小委</p>

発言者	議題・発言内容
真鍋局長	<p>員会で検討をしながら、この地域のまちづくりというのを、今後、将来構想をつくっていかうとするものでございます。</p> <p>先ほど担当の方からも申しあげましたように、各市、この県内につきましては、こういうふうな形で業者の方を選ぶ場合もありますが、すべてそういうふうな小委員会等をつくって検討をしているというところでございます。</p>
伊藤議長	<p>どうぞ。</p>
久門委員	<p>はい、わかりました。そういうことであれば、まさか中央のコンサルにお願いすることはないと思うんですけどもね。ある程度、身近なそういう地域の文化やそういうものをわかった、ある程度その身近なコンサル、そういうところに実はお願いしていただきたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
伊藤議長	<p>他にはございませんか。どうぞ。</p>
井上委員	<p>ちょっと1点お尋ねいたしますんですけども、これは合併協議会の歳入歳出予算だと思うんですけども、専門部会ですかね、これの打ち合わせの会が、何か時間外勤務が非常に多いというようなお話があったと思うんです。その予算はもう各構成の自治体が皆、それぞれ負担するのか。この予算では、その費用は負担をせんでいいのか。この点、ちょっとお伺いします。</p>

発言者	議題・発言内容
真鍋局長	お尋ねの点の、確かに専門部会、あるいは分科会等でいろいろな事務事業というのは今後詰めていくわけなんです。このそれぞれの時間内にやる分もありましょうし、時間外でやる分もあると思います。ただ、その時間外でやる分につきましては、この合併協議会の方の予算ではなくて、各市町の方での予算措置というふうなことでやってもらっておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。
井上委員	その場合には、その事務局も出席するんだと思うんですが、その事務局の費用はどのような形に。
伊藤議長	局長。
真鍋局長	事務の費用につきましても、これは各市町の方からの派遣という形になっておりますので、そちらの方で対応するようになっております。
井上委員	各自治体が持つと。
真鍋局長	そういうことでございます。
井上委員	はい、わかりました。
伊藤議長	他にございませんか。

発言者	議題・発言内容
伊藤議長	<p style="text-align: center;">（「なし」の声あり）</p> <p>それでは、お諮りをいたします。</p> <p>議案第3号、当協議会平成14年度歳入歳出予算について、ご異議ございませんか。</p>
伊藤議長	<p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p> <p>ご異議なしということであります。したがいまして、議案第3号につきましては、原案のとおり承認と決定させていただきます。</p> <p>続きまして、協議第1号、当合併協議会会議の運営申し合わせ事項についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
倉田次長	<p>それでは、お手元の会議資料の43ページをお願いいたします。</p> <p>協議第1号、当合併協議会会議の運営申し合わせ事項について、ご説明をいたします。</p> <p>規約第10条第3項に、会議の運営に関し必要な事項は、会議に諮り定めることとなっております。それに基づきまして、お手元にごございますように3項目の会議の運営に関し申し合わせ事項をご協議いたしたいと思っております。</p> <p>まず、第1項目目でございますが、会議の開催でございます。協議会の会議の開催日及び開催時間は、原則として、開催日は毎月第4金曜日、時間は午後1時半から。開催場所につきましては、順番に2市2町を持ち回りによりいたしたいと考えております。多くの協議項目、しかも期限内に円滑に進めるために、ぜひお願いをいた</p>

発言者	議題・発言内容
倉田次長	<p>したいと考えております。</p> <p>なお、平成15年4月、8月、12月は開催しないとしております。これにつきましては、市町議会選挙の予定の関係もございまして、開催しないこととしております。</p> <p>なお、平成15年1月、12月は市長選挙予定のため、第4金曜日以外の日に開催を予定したいと考えております。</p> <p>それぞれの開催日につきましては、このページの下のところに記載いたしておりますが、ごらんをいただきまして、ぜひともよろしくお願いいたします。</p> <p>次に、2項目目でございますが、協議項目事前提案の原則でございます。これにつきましては、先ほど説明いたしました協議項目につきまして、原則として、質疑を行っていただきます会議の前の会議に事前提案をさせていただきたいと考えております。このことにつきましては、任意協議会でもこの方法を取らせていただきましたが、協議案件につきまして、十分にご審議をいただきたいと存じております。</p> <p>なお、任意協議会におきまして、ご確認いただきました合併の方式、合併の期日、新市の名称の調整方針、新市の事務所の位置の調整方針、新市建設計画の策定につきましては、本日、ご提案いたしておりますが、本日、ご確認をさせていただきたく、例外扱いにいたしたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。</p> <p>なお、事前提案をして、次の協議会で確認をするという建前になっておりますけれども、提案の際に、決して質疑をしてはいけないということではございませんので、ご理解を賜りたいと思います。</p> <p>3項目目でございますけれども、資料提供の取扱いでございます。</p>

発言者	議題・発言内容
倉田次長	<p>協議会資料は、会議資料と付属資料とに分類をいたしまして、会議に提出しますとともに、傍聴者の方にもご配付をいたしたいと考えております。</p> <p>2項目目、3項目目とも、既に任意協議会におきまして対応いたしております項目であります。法定協議会が設置されたことから、正式に申し合わせをしておきたいと考えております。このような方法につきましても、県内の先例地におきましても、円滑な運営を図るために申し合わせている状況でございます。</p> <p>よろしくご協議をお願いいたします。</p>
伊藤議長	<p>ただいま事務局から説明申し上げました協議第1号につきまして、本件に関して、どうぞご質問、ご意見いただきとうございます。</p> <p style="text-align: center;">（「なし」の声あり）</p>
伊藤議長	<p>ございませんか。</p> <p>それでは、お諮りをいたします。</p> <p>協議第1号、当合併協議会会議の運営申し合わせ事項について、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
伊藤議長	<p>ご異議ないようでございますので、協議第1号につきましては、別紙（案）のとおりであります。合併協議会会議の運営申し合わせ事項をご確認いただいたものとさせていただきます。</p>

発言者	議題・発言内容
伊藤議長	<p>続きまして、協議第2号、合併協議項目及び事務事業の調整方針についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
矢葺次長	<p>失礼いたします。</p> <p>協議第2号、合併協議項目及び事務事業の調整方針について、ご説明を申し上げます。</p> <p>お手元の資料の45ページをごらんください。</p> <p>最初に、合併協議において、協議をお願いする項目でございますけれども、この協議項目は、合併に必要なあらゆる事項について、分科会、専門部会、幹事会の調整を経て、協議会に提案し、協議ささる項目でございます。合併協定書締結の際の協定項目となるものでございます。この項目については、さきの任意協議会でご報告申し上げたとおりでございますが、地方自治法や合併特例法などの法律の定め、あるいは協議会規約の定めるところを基本に、合併先例地の事例を参考に整理したものでございます。</p> <p>まず、基本的な協議項目として、1、合併の方式から5、財産の取扱いまでの5項目で、合併協議を進めるに当たり、先例地においてもかなり多くの時間をさきまして論議がなされている項目でございます。</p> <p>次に、合併特例法に規定されている協議項目といたしましては、6、議会議員の定数及び任期の取扱いから、10、地域審議会の取扱いと、末尾にあります22、新市建設計画の6項目がございます。このほかに新市運営のための必須協議項目として、住民サービスや住民負担に関する事務事業を初め、合併に伴い調整の必要な事務事業について、11、特別職の職員の身分の取扱いから、21、各種</p>

発言者	議題・発言内容
矢葺次長	<p>事務事業の取扱いまでの11項目と、17の細項目を協議項目と考えております。</p> <p>協議項目ごとに順次ご説明申し上げます。会議付属資料、A3版ですが、これの1ページをお開き下さい。</p> <p>1の合併の方式については、合併方式を新設合併とするか、編入合併とするかについて協議します。このことについては、第2回の任意合併協議会では新設合併とすることで確認をいただいた項目でございます。</p> <p>2の合併の期日については、合併の期日をいつにするかについて協議します。このことについては、第4回の任意協議会では、合併の期日は平成16年11月1日を目標とするということで確認いただいた項目でございます。</p> <p>3の新市の名称については、新市の名称につきまして協議します。このことについては、第3回の任意合併協議会では法定協議会で小委員会を設置して候補を選定し、協議会で協議することで確認をいただいた項目でございます。</p> <p>4の新市の事務所の位置については、新市の事務所の位置、庁舎の利用方式、本庁、分庁、総合支所等について協議します。このことについても、第3回の任意合併協議会では、新市の事務所の位置については法定協議会で小委員会を設置して検討し、協議会で協議するということで確認をいただいた項目でございます。</p> <p>5の財産の取扱いについては、関係市町の財産、土地、建物、債権、債務等の取扱いについて協議します。</p> <p>次のページをお開きください。</p> <p>6の議会議員の定数及び任期の取扱いについては、合併特例法に</p>

発言者	議題・発言内容
矢葺次長	<p>規定する議会の議員の定数や、在任に関する特例措置を適用するか否か等について協議します。</p> <p>7の農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについては、合併が行われた場合の選挙による委員の任期の取扱いについては、農業委員会等に関する法律と合併特例法による特例措置が規定されていますが、特例措置の適用の有無や適用する特例措置について協議します。</p> <p>8の地方税の取扱いについては、関係市町で差異のある税制の取扱いや不均一課税をするか否か、また、不均一課税をする場合には、その税目、実施時期等について協議します。</p> <p>9の一般職の職員の身分の取扱いについては、一般職の身分の取扱い、定数、給与、処遇等に関する基本的な考え方や方針について協議します。</p> <p>次のページをお開きください。</p> <p>10の地域審議会の取扱いについては、地域審議会設置の有無や設置する場合は、地域審議会の組織及び運営方針について協議します。</p> <p>11の特別職の職員の身分の取扱いについては、合併により関係市町の特別職は、全員失職することになりますが、こうした特別職の職員の処遇や、合併後の特別職の職員の設置、人数、任期、報酬等について基本的な考え方や方針について協議します。</p> <p>12の条例・規則等の取扱いについては、条例、規則等の整備方針の基本的な考え方や方針について協議します。</p> <p>各種事務事業に関する条例、規則等については、合併協議会で協議調整された調整方針に従って原案を作成します。</p>

発言者	議題・発言内容
矢葺次長	<p>次のページをお開きください。</p> <p>13の組織及び機構の取扱いについては、新市の組織・機構の整備方針について協議します。</p> <p>14の一部事務組合等の取扱いについては、関係市町が構成団体となっている一部事務組合等の取扱いについて協議します。</p> <p>15の使用料・手数料等の取扱いについては、関係市町の間で同一目的の施設の使用料や、同一種類の事務の手数料が異なっている場合、これらの取扱いについて協議します。</p> <p>次のページをお開き下さい。</p> <p>16の公共的団体等の取扱いについては、公共的団体等の取扱いに関する基本的な考え方や方針について協議します。</p> <p>17の補助金・交付金等の取扱いについては、関係市町が各種団体等に設置している運営補助金や事業補助金の取扱いについて協議します。</p> <p>18の町名・字名の取扱いについては、関係市町の町名・字名について細部にわたる現況を把握した上で、その取扱いについて協議します。</p> <p>19の慣行の取扱いについては、市章・町章・市町の住民憲章・花・木・宣言、表彰制度、市町の行事等の取扱いについて協議します。</p> <p>20の行政連絡機構等の取扱いについては、広報員制度など行政と住民を結ぶ各種連絡制度について現状を整理し、合併後のあり方について協議します。</p> <p>次のページをお開きください。</p> <p>21の各種事務事業の取扱いについては、住民サービスや住民負</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>担に関連する事務事業をはじめ、合併に伴い調整の必要な事務事業の調整方針について協議します。</p> <p>細項目として、以下の17の項目を挙げております。</p> <p>9ページをお開きください。</p> <p>22の新市建設計画については、新市建設計画について協議します。このことについては、第3回の任意合併協議会では、法定協議会に小委員会を設置して検討し、協議会で協議することを確認いただいております。</p> <p>なお、今後、分科会や専門部会で調整の必要な事務事業の洗い出しを行いますが、検討の過程で追加すべきものが生じた場合は、協議会の会議において協議の上、適宜追加させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>続きまして、事務事業調整方針についてご説明申し上げます。協議会資料の46ページをお願いいたします。</p> <p>今後、分科会、専門部会や幹事会で調整を進めてまいります事務事業の一元化については、次の基本的な考えを踏まえ進めてまいりたいと考えております。</p> <p>基本的な考えといたしましては、4市町それぞれの行政運営は、長い歴史の中で営まれてきていますので、行政制度や行政サービス、負担の水準に差異のあるものがございます。合併した場合には、新しい市の行政制度、行政サービス等として統一する必要がありますので、現在、4市町で実施している事務事業の比較検討を行い、新市において、当面どのように事務事業を進めていくかについて、その方針を定めることとなりますが、合併協議会において協議する項目のうち、事務事業に関連する協議項目の調整に当たっては、次の</p>

発言者	議題・発言内容
矢葺次長	<p>基本的な方針に基づき、調整をしてみたいと考えております。</p> <p>1といたしまして、新市に移行する際、市民生活に支障を来さないよう、速やかな一体性の確保に努める〔一体性確保の原則〕であります。新市に移行する際、最も避けなければならないことは、市民の生活に支障を来すということございまして、住民票などの各種証明書の発行や、各種申請の手続、福祉保健サービス、各種施設の利用などに係る事項については、市民生活に混乱を来たさないよう、速やかな一体性の確保に努めるということでございます。</p> <p>2といたしまして、住民サービス及び住民福祉の向上に努める〔住民福祉向上の原則〕であります。現在、4市町で行っている各種行政サービスにつきまして、各サービスに各市町の差異があるものについては、現行サービスの水準を低下させないことを原則として、調整に努めるようにするということでございます。</p> <p>3といたしまして、負担公平の原則に立ち、行政格差を生じないように努める〔負担公平の原則〕であります。地方税や使用料・手数料など市民が直接負担するものについては、その税率や料金について〔負担公平の原則〕に立ち、4市町の住民に不公平感を与えないよう十分配慮して、調整に努めるというものでございます。</p> <p>4といたしまして、新市の健全な財政運営に努める〔健全な財政運営の原則〕であります。新市の財源確保に努めるとともに、効率的な財政運営を目指し、地方分権の時代に対応した健全な財政運営に努めるということでございます。</p> <p>5といたしまして、行政改革の観点から、事務事業の見直しに努める〔行政改革推進の原則〕であります。最小の経費で最大の効果を上げることを基本とした行政改革を推進し、今後自治体が行う事</p>

発言者	議題・発言内容
矢葺次長	<p>務事業はどうあるべきかという視点に立って調整に努めるということでございます。</p> <p>6といたしましては、自治体の規模に見合った事務事業の見直しに努める〔適正規模準拠の原則〕であります。一体化することによる人口、面積等の拡大に伴い、自治体の運営においても、その規模に見合った事務事業を進める必要があることから、類似している自治体の状況等も考慮しながら事務事業の調整に努めるものでございます。</p> <p>以上、6点を念頭に置きまして、調整方針はおおむね次の分類のいずれかによるものとしております。</p> <p>(1)といたしまして、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>(2)といたしまして、2市2町のいずれかの例により調整する。</p> <p>(3)といたしまして、新たに制度を創設する。</p> <p>(4)といたしまして、新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>(5)といたしまして、新市移行後も当分の間現行どおりとし、  隨時調整する。</p> <p>(6)といたしまして、廃止の方向で検討する。</p> <p>の6分類でございます。</p> <p>今後進めてまいります事務事業の一元化については、この基本的な考えを踏まえて進めまいりたいと考えております。</p> <p>以上、合併協議項目及び事務事業の調整方針についてのご説明を終わります。ご協議のほどよろしくお願いいたします。</p>
伊藤議長	<p>ただいまかなり長きにわたったものすべて終えました。ただいまの説明申し上げました協議第2号につきましてのご意見、ご質問を</p>

発言者	議題・発言内容
伊藤議長	<p>賜りたいと思います。どなたからでもどうぞ、ご発言いただきたい と思います。どなたもございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「なし」の声あり）</p>
伊藤議長	<p>それでは、お諮りをいたします。</p> <p>協議第2号、合併協議項目及び事務事業の調整方針について、ご 異議ない、このように認めます。したがいまして、協議第2号につ きましては、別紙（案）のとおり合併協議項目及び事務事業の調整 方針をご確認いただいたものと見させていただきます。</p> <p>続きまして、協議第3号に入ります。合併の方式についてを議題 といたします。事務局より説明を求めます。</p>
倉田次長	<p>それでは、会議資料の48ページをお願いいたします。</p> <p>協議第3号、合併の方式について、ご説明をいたします。</p> <p>合併の方式につきましては、任意協議会におきまして、新設合併 ということで、ご確認をいただいておりますことから、今回におき ましても、西条市、東予市、周桑郡丹原町及び同郡小松町を廃止し、 その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする案をご提案 いたしております。</p> <p>お手元の付属資料の10ページに新設合併と編入合併の場合の相 違点を記載しておりますけれども、合併の方式につきましては、今 後進めてまいります協議事項が異なってまいります。この方式によ っては協議事項が異なってまいりますので、早い時期に方針を決め ておく必要がございますので、よろしくご協議をお願いいたします。</p>

発言者	議題・発言内容
倉田次長	以上でございます。
伊藤議長	<p>ただいま事務局から説明がありました協議第3号につきまして、ご質問、ご意見賜りたいと、このように思います。ご発言願います。特にございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「なし」の声あり）</p>
伊藤議長	<p>お諮りをいたします。</p> <p>協議第3号、合併の方式についてはご異議なしでございますので、協議第3号につきましては、西条市、東予市、周桑郡丹原町及び同郡小松町を廃止し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とするということで、ご確認いただきました。</p> <p>続きまして、協議第4号、合併の期日についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
倉田次長	<p>会議資料の49ページをお願いいたします。</p> <p>協議第4号、合併の期日について、ご説明をいたします。</p> <p>合併の期日につきましては、任意協議会におきまして、平成16年11月1日を目標とするということでご確認をいただいておりますことから、今回におきましても、合併の期日につきましては、合併特例法の期限内に設定すること、合併に至るまでの法的手続等に要する期間を見込むこと。新市発足と同時に、安定したサービスが住民に提供できる調整期間を見込むこと。合併時の事務処理や首長、議会議員の任期など、これらのことを総合的に勘案しまして、</p>

発言者	議題・発言内容
倉田次長	<p>合併の期日は、平成16年11月1日を目標とする案をご提案させていただきました。</p> <p>お手元の付属資料の11ページに先例地の合併期日の事例をお示ししております。また、付属資料12ページには、合併事務のスケジュールを示しております。これは任意協議会でご説明申し上げましたスケジュール案でございます。先例地におきましても、これらを勘案しながら、その設定に当たりましては、必ずしも特定の期日に限られず、各団体のそれぞれの事情により期日を定めているようでございます。</p> <p>よろしくご協議をお願いいたします。</p>
伊藤議長	<p>ただいま事務局から説明申し上げました協議第4号につきましてのご意見、ご質問をお願いいたします。ございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（「なし」の声あり）</p>
伊藤議長	<p>それではお諮りをいたします。</p> <p>協議第4号、合併の期日について、ご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
伊藤議長	<p>ご異議ないようでありますので、協議第4号につきましては、合併の期日は、平成16年11月1日を目標とするということでご確認いただいたものとさせていただきます。</p> <p>続きまして、協議第5号、新市の名称についてを議題といたしま</p>

発言者	議題・発言内容
伊藤議長	<p>す。事務局より説明を求めます。</p>
倉田次長	<p>会議資料の50ページをお願いいたします。</p> <p>さきに、まことに申しわけございませんが、お手元に正誤表をご配付申し上げたと思っておりますけれども、50ページの下の方ですが、記という欄の枠の中に、新市の名称についてというものですが、「に」という字が抜けておりまして、新市の名称にということでご訂正をお願いしたいと思っております。よろしくをお願いいたします。まことに申しわけございません。</p> <p>それでは、協議第5号、新市の名称についてご説明いたします。</p> <p>新市の名称につきましては、任意協議会におきまして、法定協議会で小委員会を設置して候補を選定し、協議会で協議するということをご確認いただいておりますことから、後ほど新市名候補選定小委員会規程のご審議を予定しておりますが、法定協議会で小委員会を設置し、新市名の候補等の選定をしてそれを受け、協議会で協議決定する方法を提案しております。</p> <p>お手元の付属資料13ページに、先例地の事例でもございますが、法定協議会で小委員会を設置して対応している事例が多いようございます。新市の名称につきましては、住民の関心が最も高いことと存じますし、住民の生活、あるいは企業活動に影響を及ぼす項目ではないかと思われまます。専門の小委員会を設置して、慎重な審議をするため、小委員会を設置して、候補を選定し、協議会で協議する案をご提案いたします。よろしくご協議をお願いいたします。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>

発言者	議題・発言内容
伊藤議長	<p>ただいま事務局より説明のありました協議第5号につきましてのご質問、ご意見がございましたら、ご発言願います。ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「なし」の声あり）</p>
伊藤議長	<p>それでは、お諮りをいたします。</p> <p>協議第5号、新市の名称についてにつきましては、小委員会を設置して候補を選定し、協議会で協議するということをご確認いただいたものとさせていただきます。</p> <p>続きまして、議案第4号、西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会新市名候補選定小委員会規程についてを議題とさせていただきます。事務局より説明を求めます。</p>
倉田次長	<p>会議資料の52ページをお願いいたします。</p> <p>これは、議決事項でございますので議案となっておりますけれども、議案第4号、西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会新市名候補選定小委員会規程について、ご説明をいたします。</p> <p>第1条でございますが、小委員会設置の趣旨規定を定めておりました、規約第12条第2項に基づき、この小委員会の規程を定めるものでございます。</p>
倉田次長	<p>続きまして、第2条でございますが、第2条は、小委員会の所掌事務を定めております。小委員会は、協議会から付託されまして、新市の名称の候補の選定に関する事項について審議することとな</p>

発言者	議題・発言内容
倉田次長	<p>っております。具体的には、新市の名称の候補はどのような方法で行うかなど、先例地などを参考にして選定の方法を審議されます。また、候補の選定するための基準の審議、そして、候補の選定、これは複数であるか、一つか、いろいろとあろうかと思いますが、候補の選定などを担任することとしております。したがって、先ほどご確認いただきましたように、新市の名称は、小委員会で候補を選定し、協議会で協議して決めることとなっておりますことから、後ほど出てまいります第6条でも説明いたしますが、小委員会は審議経過を随時協議会に報告し、了承を得ながら運営することとしております。</p> <p>次に、第3条でございますが、小委員会の委員の構成は、規約第7条第1項第3号に規定する各市町議会選任の議員さん4名と、各市町選出の学識経験者各1名で4名、計8名で構成することとしております。住民の関心の高い項目でございますので、住民を代表する立場の委員さんを主体に構成をいたしたいと考えております。</p> <p>次に第4条でございますが、小委員会の委員長、副委員長の選任方法について定めております。これは、委員の互選により選出することとしております。</p> <p>第5条でございますが、小委員会の会議について定めております。会議は、委員長が招集し、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開けないこと。議長は委員長が務めますが、会議は原則公開とし、出席委員の半数以上の賛成で、非公開とすることができます。会議の傍聴につきましては、西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会会議の傍聴に関する要綱の規定を準用することとしております。</p> <p>第6条ですが、先ほども説明いたしましたように、小委員会に付</p>

発言者	議題・発言内容
倉田次長	<p>託する事項は、合併に関しまして重要な事項でありますので、小委員会の審議の経過、結果について、委員長は随時協議会に報告することとしております。この案件の最終決定は、協議会にございますことから、小委員会での経過は、協議会に随時報告し、了承を得ながら小委員会を運営していくこととなります。</p> <p>この規程の施行でございますが、本日、ご決定をいただきましたならば、本日7日から施行いたしたいと考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
伊藤議長	<p>ただいま事務局からご説明申し上げました議案第4号につきましてのご意見、ご質問を賜ります。ご発言願います。</p> <p>どうぞ、久門委員。</p>
久門委員	<p>久門ですが、ちょっとこの議案とは外れるかもわかりませんが、お答えいただきたいんです。例えば、議会から4名、学識経験者から4名というのは8名ですわね。今のところ、三つの委員会ですかね、3委員会があるでしょ。小委員会がね。その小委員会を簡単に言うたら、だれそれというあれは、例えば会長さんがご推薦を申し上げるのか。選び方を、ここで議論するのがおかしいのかもわかりませんが、もし、考え方があれば、聞かせてもらったらと思います。</p>
伊藤議長	事務局。
倉田次長	委員の選任でございますが、議会選任の議員さんにつきましては、

発言者	議題・発言内容
倉田次長	これは規定の中でうたっております。なお、各市町学識経験者から選任される小委員会の委員さんにつきましては、会長が指名する方々を持って充てるということで、規定でうたわせていただいておりますので、よろしく願いいたします。
久門委員	はい、わかりました。
伊藤議長	他にございませんか。  (「なし」の声あり)
伊藤議長	それでは、お諮りをいたします。  議案第4号、当合併協議会新市名候補選定小委員会規程について、ご異議ございませんか。  (「異議なし」の声あり)
伊藤議長	ご異議ないようであります。議案第4号につきましては、原案のとおり承認をいただいたものと決定をさせていただきます。  続きまして、協議第6号、新市の事務所の位置についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。
倉田次長	会議資料の54ページをお願いいたします。  協議第6号でございます。新市の事務所の位置についてご説明をいたします。

発言者	議題・発言内容
倉田次長	<p>新市の事務所の位置につきましては、任意協議会におきまして、法定協議会で小委員会を設置して検討し、協議会で協議するということをご確認いただいておりますことから、後ほど事務所の位置検討小委員会規程のご審議を予定しておりますけれども、法定協議会で小委員会を設置し検討し、それを受け、協議会で協議決定する方法を提案いたしております。新市の事務所の位置につきましては、合併後の市役所の本庁の所在地を意味するものでございまして、合併することとなりますと、本庁の位置をどこに置くか、例えば2市2町のどこかの既存の庁舎に当面するか、あるいは合併後に新しく建設するかなど、協議会で協議して、方針を決定しなければなりません。地方自治法の規定では、位置の決定に当たっては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係など適当な配慮を払うこととされております。</p> <p>お手元の付属資料14ページに、先例地の事例を記載してございます。先例地でも小委員会を設置して対応している事例が多いようでございます。この案件につきましても、住民の関心も高く、合併協議の重要項目ではないかと思われまます。専門の小委員会を設置し、事務所の位置を初め、建設の是非、あるいは事務所の事務の方式などについて慎重な審議をするため、小委員会を設置して検討し、協議会で協議する案をご提案いたします。よろしくご協議をお願いいたします。</p>
伊藤議長	<p>ただいま事務局から説明申し上げました協議第6号につきましてのご質問、ご意見ございませんか。</p>

発言者	議題・発言内容
伊藤議長	<p style="text-align: center;">（「なし」の声あり）</p> <p>それではお諮りをいたします。</p> <p>協議第6号、新市の事務所の位置について、ご異議ございませんか。</p>
伊藤議長	<p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p> <p>異議なしと認めます。したがって、協議第6号につきましては、小委員会を設置して検討し、協議会で協議するというご確認いただいたものとさせていただきます。</p> <p>続きまして、議案第5号、西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会事務所の位置検討小委員会規程についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
倉田次長	<p>会議資料の56ページをお願いいたします。</p> <p>議案第5号、西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会事務所の位置検討小委員会規程について、ご説明いたします。</p> <p>まず第1条でございますが、小委員会設置の趣旨規定を定められておまして、規約第12条第2項の規定に基づき、この小委員会は規程を定めるものでございます。</p> <p>第2条につきましては、小委員会の所掌事務を定めております。協議会から付託されまして、新市の事務所の位置、建設の是非、事務所の事務の方式について、本庁方式か分庁方式か、総合支所方式など、調査審議を担当することとしております。なお、先ほどご確</p>

発言者	議題・発言内容
倉田次長	<p>認いただきましたように、事務所の位置は、小委員会で検討し、協議会で協議して決めることとなりますことから、後ほど出てまいります第6条でもご説明いたしますが、小委員会は、審議経過を随時協議会に報告し、了承を得ながら運営をすることとしております。</p> <p>第3条は、小委員会委員の構成ですが、4市町の助役4名、議会議長4名及び各市町の学識経験者、これは会長が指名する者ということでございますが、この方の4名、計12名で構成することとしております。この案件につきましても、住民の関心の高い項目でございますので、住民を代表する立場の委員さんを主体に構成したいと考えておりますが、この小委員会では4市町の助役さん、これは事務所の位置につきましては、専門的な分野がございますので、4市町の助役さんにも構成委員としてなっただくようになっております。</p> <p>次、第4条でございますが、小委員会の委員長、副委員長の選任方法等に定めております。選任は、委員の互選により選出することとしております。</p> <p>第5条、小委員会の会議について定めております。会議は委員長が招集し、委員の半数以上の出席がなければ会議を開けないこと。議長は委員長が務めること。会議は原則公開としますが、出席委員の半数以上の賛成で非公開とすること。会議の傍聴については、西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会会議の傍聴に関する要綱の規定を準用することを規定しております。</p> <p>第6条は、小委員会の審議の経過、結果について、委員長は随時協議会に報告することとしております。最終決定は協議会にあることから、小委員会での経過は協議会に随時報告し、了承を得ながら、</p>

発言者	議題・発言内容
倉田次長	<p>小委員会を運営していくこととしております。</p> <p>この規程は、本日までご決定いただきましたならば、本日7日から施行いたしたいと考えております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
伊藤議長	<p>ただいま事務局からご説明申し上げました議案第5号につきまして、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（「なし」の声あり）</p>
伊藤議長	<p>それでは、お諮りをいたします。</p> <p>議案第5号、当合併協議会事務局の位置検討小委員会規程について、ご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
伊藤議長	<p>ご異議ないようであります。したがって、議案第5号につきましては、原案のとおり承認をいただいたものと決定をさせていただきます。</p> <p>続きまして、協議第7号、新市建設計画の策定についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。</p>
渡部次長	<p>新市建設計画の策定についてご説明を申し上げます。</p> <p>お手元の会議資料の58ページ及び附属資料の15ページをお開きいただいたらと思います。</p>

発言者	議題・発言内容
渡部次長	<p>新市建設計画の策定につきましては、任意協議会におきまして、法定協議会で小委員会を設置して検討し、協議会で協議するということをご確認をいただいておりますことから、後ほど新市建設計画策定小委員会規程のご審議を予定しておりますが、法定協議会で小委員会を設置して検討し、協議会で協議決定する方法を提案いたしております。</p> <p>お手元の付属資料15ページに先例地の事例でもございますように、法定協議会で小委員会を設置して対応している事例が多いようございます。新市建設計画は、合併後のまちづくりに関するビジョンを示すいわば新市のマスタープランとしての役割を果たすものです。住民の皆さんの関心も高い大切な計画であります。専門の小委員会を設置して、慎重な審議をするため、小委員会を設置して検討し、協議会で協議する案をご提案いたします。よろしくご協議をお願いいたします。</p>
伊藤議長	<p>ただいま事務局から説明がありました協議第7号につきまして、ご意見、ご質問等お伺いいたします。</p> <p style="text-align: center;">（「なし」の声あり）</p>
伊藤議長	<p>それでは、お諮りをいたします。</p> <p>協議第7号、新市建設計画の策定について、ご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>

発言者	議題・発言内容
伊藤議長	<p>ご異議なしと認めます。協議第7号につきましては、小委員会を設置して、検討し、当協議会で協議するというご確認いただいたものとさせていただきます。</p> <p>続きまして、議案第6号、当合併協議会新市建設計画策定小委員会規程についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
渡部次長	<p>議案第6号、当協議会新市建設計画策定小委員会規程についてをご説明申し上げます。</p> <p>お手元の会議資料60ページをお開きください。</p> <p>第1条は、小委員会の趣旨を定めております。規約第12条に基づき、この小委員会規程を定めるものであります。</p> <p>第2条は、小委員会の所掌事務を定めております。協議会から付託された新市の建設計画の策定に関する事項について調査または審議していただくこととしております。したがいまして、先ほどご確認いただきましたように、新市の建設計画につきましては、小委員会で調査審議し、協議会で協議することとなります。後ほど出てまいります第6条で説明いたしますが、小委員会は、審議経過を随時協議会に報告し、了承を得ながら運営することとしております。</p> <p>第3条は、小委員会委員の構成についてでございます。規約第7条第1項第1号に規定する委員のうち、各市町の助役、第3号に規定する各市町議会選任の委員4名、それと、各市町選出の学識経験者で会長が指名する方各1名の4名で構成することとしております。</p> <p>第4条は、小委員会の委員長、副委員長の選任方法等について定めております。これは、委員の互選により選出することとしており</p>

発言者	議題・発言内容
渡部次長	<p>ます。</p> <p>第5条は、小委員会の会議について定めております。会議は委員長が招集し、委員の半数以上の出席がなければ会議が開けないこと。議長は委員長が務めること。会議は原則公開とし、出席委員の半数以上の賛成で非公開とすることができること。会議の傍聴については、西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会会議の傍聴に関する要綱の規定を準用することとしております。</p> <p>第6条は、先ほども説明いたしましたが、小委員会に付託する事項は、合併に関して重要な事項でありますので、小委員会の審議の経過、結果については、委員長は随時協議会に報告することとしております。この案件の最終決定は協議会であることから、小委員会での経過は、協議会に随時報告し、了承を得ながら小委員会を運営していくこととしております。</p> <p>この規程は、本日までご決定いただきましたら、本日7日から施行したいと考えております。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
伊藤議長	<p>ただいま議題となっております議案第6号につきましてのご意見、ご質問ございましたら、ご発言、順次お願いをいたします。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
伊藤議長	<p>それではお諮りをいたします。</p> <p>議案第6号、西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会新市建設計画策定小委員会規程について、ご異議ございませんか。</p>

発言者	議題・発言内容
伊藤議長	<p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p> <p>ご異議なしと認めます。よって、議案第6号につきましては、原案のとおり承認をいただいたものと決定をさせていただきます。</p> <p>それでは、ただいま3件の小委員会の設置をご承認いただきましたことから、それぞれ小委員会の規定にごぞいます学識経験者からの選任につきましては、会長が指名することとなっております。選考をいたしたいと思しますので、ここで暫時休憩をさせていただきます。</p> <p style="text-align: center;">（休 憩）</p>
伊藤議長	<p>副会長さんとも相談をさせていただきますして、その結果につきまして、事務局より報告をさせていただきます。</p>
真鍋局長	<p>それでは、報告をさせていただきます。</p> <p>新市名候補選定小委員会には、会長が指名する学識経験者といたしまして、西条市瀬川政子さん、東予市山内サダ子さん、丹原町服部和子さん、小松町有馬 馨さんでございます。これにより新市名候補選定小委員会の構成は、西条市から西条市議会議員井上豊實さん、学識経験者瀬川政子さん、東予市から東予市議会議員越智宏司さん、学識経験者山内サダ子さん、丹原町から丹原町議会議員徳永英光さん、学識経験者服部和子さん、小松町から小松町議会議員佐伯 出さん、学識経験者有馬 馨さんの8名となります。</p> <p>次に、事務所の位置検討小委員会につきましては、会長が指名す</p>

発言者	議題・発言内容
真鍋局長	<p>る学識経験者といたしまして、西条市塩崎武司さん、東予市渡邊良一さん、丹原町越智哲雄さん、小松町青野久美さんでございます。</p> <p>これによりまして事務所の位置検討小委員会の構成は、西条市から西条市助役石川昭司さん、西条市議会議長青木五十司さん、学識経験者塩崎武司さん、東予市から東予市助役近藤経美さん、東予市議会議長荃田元近さん、学識経験者渡邊良一さん、丹原町から丹原町助役北野英昭さん、丹原町議会議長岡田 初さん、学識経験者越智哲雄さん、小松町から小松町助役戸田健一さん、小松町議会議長真鍋行義さん、学識経験者青野久美さんの12名となります。</p> <p>次に、新市建設計画策定小委員会につきましては、会長が指名する学識経験者といたしまして、西条市久門 渡さん、東予市森川義彦さん、丹原町今井正次さん、小松町玉井泰三さんでございます。</p> <p>これにより小委員会の構成につきましては、西条市助役石川昭司さん、西条市議会議員井上豊實さん、学識経験者久門 渡さん、東予市から東予市助役近藤経美さん、東予市議会議員越智宏司さん、学識経験者森川義彦さん、丹原町から丹原町助役北野英昭さん、丹原町議会議員徳永英光さん、学識経験者今井正次さん、小松町から小松町助役戸田健一さん、小松町議会議員佐伯 出さん、学識経験者玉井泰三さんの12名となります。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
伊藤議長	<p>ただいま事務局から報告のあったとおり、それぞれ指名をさせていただきました。委員の皆様方、今後ともよろしく願いいたします。ありがとうございます。</p>

発言者	議題・発言内容
倉田次長	<p>議事が終了して大変申しわけございません。お手元の会議資料の55ページ、56ページに資料のミスプリントがございます。申しわけございませんが、ご訂正をお願いしたいと思います。まことに申しわけございません。55ページでございますが、表題の部分ですが、西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会事務所の位置となっておりますが、新市のというのがちょっと抜けております。その下の行も同じでございます。合併協議会新市の事務所の位置検討小委員会ということで、2カ所ございますので、お願いいたします。</p> <p>次に56ページは表題の部分、題名の部分ですが、ここも合併協議会の後へ新市の、それから第1条趣旨のところにも2行目に合併協議会新市のという言葉が抜けておりました。まことに申しわけございません。よろしくお願いいたします。</p>
伊藤議長	<p>以上で、本日の議題はすべて終了いたしました。</p> <p>委員の皆様からいただきましたご意見等につきましては、次回協議会からのご参考とさせていただきたいと存じます。委員の皆様方のご協力に感謝申し上げます、議長の職を解かせていただきます。本当にありがとうございました。</p>
真鍋局長	<p>長時間にわたり、お疲れさまでございました。</p> <p>それでは、次第9の第2回会議の開催日時等についてご報告をさせていただきます。</p> <p>お手元の会議資料の62ページでございますように、第2回目の会議につきましては、平成14年11月22日（金）午後1時30分から、場所は、東予市総合福祉センター2階でございます。ここ</p>

発言者	議題・発言内容
真鍋局長	<p>のところで開催する予定となっております。</p> <p>何かご質問ございますでしょうか。よろしゅうございますか。それではそういうふうなことでよろしくお願いを申し上げます。</p> <p>また、本日、委員の皆様のお手元に配付しております先進地視察研修の行程表をごらんいただきたいと存じます。この先進地視察研修につきましては、10月28日（月）徳山市・新南陽市・熊手町・鹿野町合併協議会の視察研修を実施いたします。場所は、徳山市に向かいます。この地域の合併につきましては、平成11年から協議を開始いたしまして、途中、下松市の脱退など難関を乗り越えまして、この9月に合併協議を済ませまして、平成15年4月21日から周南市としてスタートすることが決まっております。視察研修でお聞きしたい質問等がございましたら、10月11日までに事務局までご連絡ください。また、最終の出欠につきましては、先方に連絡する都合がございます。以前私どもの方でお聞きはしておりますが、10月11日までにまた事務局の方までご連絡ください。</p> <p>この研修の方の行程表はおつけしておりますが、1日だけの研修でございます。出発は西条市役所を6時40分、帰着は最終西条市役所午後8時50分を予定いたしております。大変早朝から長い時間で大変だと思いますが、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。集合場所につきましては、2市2町の市役所、町役場といたしております。出発予定時刻10分前までにご参集くださいますようお願いを申し上げます。</p> <p>なお、資料といたしまして、研修先の概要をつけさせていただいておりますので、また、ご参考までにご一読願えれば幸いと存じます。</p>

発言者	議題・発言内容
真鍋局長	<p>最後になりますが、新市建設計画策定小委員会の委員の皆様にお願いがございます。この小委員会、10月11日午後2時からこの場所で開会する予定をいたしております。それで、本日、お渡しする資料がございます。この会議終了後、この庁舎の4階にございます402という会議室がございます。そこのところまで大変お疲れのところご足労でございますが、移動をお願いしたいと思います。</p>
久門委員	<p>もう日にち決めてあるの。</p>
真鍋局長	<p>一応、今のところこれで決めておりますが、また、それこそ事務局の方からご説明をさせていただきます。</p>
久門委員	<p>それはちょっとおかしいんじゃないの。もう少し予定を持って決めておかなんたらいかんのは。</p>
伊藤会長	<p>局長、決めざるを得なかった理由について、皆さんに。</p>
久門委員	<p>あのね、これ言うとかけどね、やっぱり少し頭越しに先にしすぎるよ。小委員会でね、半数以上の出席がなかったらいかんという項目があるんでしょうが。それだったら、せっかく決めたんだから、10人か8人だから、やっぱり意向聞いたげようや。それはやっぱり問題だよ。たったそれだけのことやからね。この規約がなかったらいいですよ。8人で4人以上欠席だったらできないでしょ。</p>
真鍋局長	<p>また、考慮をさせていただきますが、今回の小委員会、特に新市</p>

発言者	議題・発言内容
真鍋局長	<p>建設計画、あとプロポーザルとかそういうふうなほかの小委員会より、非常に前段での作業が非常に多うございます。それで、早い時期に小委員会じゃなく、早い時期に新市建設計画の委託先とか、そういうふうなのを決定していただきたいということで、そういうふうなことで、先に決めさせてもらってわけなんですけど、きょう、大変お忙しいところ申しわけございませんけれども、また、そこら辺のところまたご説明申し上げますので、何とぞよろしくお願ひ申し上げます。</p>
久門委員	<p>私が言よんのはね、例えば時間設定までね、もう少し聞いたげないかん。もうこれ、今日何日ですか。5日もないでしょ。4日でしょ。そういうことを決めるのに、やっぱりそれぞれ予定があると思いますよ。委員に今日なったんでしょ。今日でしょ。</p>
真鍋局長	<p>研修のことですか。</p>
久門委員	<p>いやいや、今言うたのは委員会、小委員会ですよ、会長さん。それをね、いちいち時間も4日向こうで決めてしまうというのは、事務局がよ、もっと聞いたげようや。8人から12人なんだから。</p>
真鍋局長	<p>また、小委員会の方でもまたご説明をさせていただきます。 よろしゅうございましょうか。 それでは、これをもちまして、第1回目の会議を終了させていただきます。長時間、大変長時間ありがとうございました。 また次回も協議会、よろしくお願ひ申し上げます。</p>

発言者	議題・発言内容
伊藤会長	どうもありがとうございました。